

上天草市農林水産物ブランド推進協議会

上天草ブランド認証要綱

（目的）

第1条 この要綱は、上天草市農林水産物ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が、上天草市で生産された優れた産品を「上天草ブランド」として認証し、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の取り組みを推進し、上天草市のイメージアップを図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「認証品」とは、上天草市で生産、製造された特色ある産品を、事業者等との協議を踏まえ審査基準による審査を経て、協議会が「上天草ブランド」として認めた産品のことをいう。

（認証基準）

第3条 「上天草ブランド」として認証するための審査基準は、別に定める。

（認証の申請）

第4条 「上天草ブランド」の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草ブランド認証申請書（様式第1号）に、上天草ブランド認定申請調書（様式第2号）を添えて協議会に申請しなければならない。

2 認証審査部会は、申請者に審査等に必要な商品、その他関係する資料の提供を求めることができる。ただし、原則として提供された商品等の返却はしない。

（認証の審査・決定）

第5条 認証の審査は、前条により申請された産品を、認証審査部会が選任した審査員において認証審査基準に基づき審査する。

2 認証審査部会は、審査した結果、認証すべきと判断した産品を協議会に提案する。

3 協議会は、前項の提案を基に「上天草ブランド」として認証する。

4 協議会は、認証品の事業者に上天草ブランド認証書（様式第3号）を交付するとともに、受証者及び認証品についての情報を公表する。

（認証の有効期間）

第6条 前条第3項に規定する認証の有効期間は、認証を受けた日から3ヵ年とするが、協議会は認定審査基準の遵守状況について毎年調査し、認証審査部会に報告する。

（認証の変更）

第7条 受証者、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を事前に協議会に届け出なければならない。

（1）認証品の名称を変更するとき

（2）受証者の名称、代表者若しくは住所等を変更するとき

（3）認証品の規格（原材料）、形状、容器包装等を著しく変更するとき

（認証の更新）

第8条 認証の更新を行う場合は、受証者と協議会が協議の上、認証期間満了の1ヶ月前までに、上天草ブランド認定更新申請書（様式第4号）を協議会に提出しなければならない。

2 更新の有効期間は、認証の満了する日の翌日から3ヵ年以内とする。

（認証の取り消し）

第9条 協議会は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認められるとき

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき

(3) 認証品の生産、製造若しくは販売を中止し又は廃止したとき

(認証の表示)

第10条 受証者は、認証品の容器包装、啓発用品等に、認証品であることを示す上天草ブランド認証マーク（様式第5号）を表示することができる。

(受証者の責務)

第11条 受証者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者と連携し、積極的に「上天草ブランド」のイメージ向上に努めることとする。

2 認証品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに協議会に報告するとともに、自ら責任をもって問題の解決にあたるものとする。

3 受証者は、認証の有効期間の毎年度末に、認証品の販売結果報告書（別紙様式6号）を協議会に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。